

◇◆◇登別市消費生活センターからのお知らせ◆◆◇

# あなたにも届くかもしれない!

国民生活センターや消費生活センターの類似名を名乗る業者から、「未払いがあり、簡易裁判所へ申請した」などと記載された架空請求のハガキが送られている様子が寄せられています。

## 【業者名】

### ● 国民消費相談センター ● 全国紛争処理支援センター

※ 国民生活センターや消費生活センターは、当該業者と一切関係ございませんので、ハガキが届いても絶対に連絡を取らないようにしてください。

◀ ハガキはこのように送られて来ます ▶

内容確認通知書

契約会社に対し貴方が行った、料金の未払い或いは契約不履行に対し、契約会社が貴方に対し訴状を管轄簡易裁判所に申請した事をこの通知書にてお知らせ致します。

契約会社、訴訟内容等につきましては、当センター職員にてお調べ致します。

私どもは原告側からの最終通知、並びに被告人と訴訟内容を確認する機関の後、個人情報保護法に基づき通知書本人様のご連絡をお願い致します。

このまま御連絡なき場合、管轄裁判所から訴訟の日程を決定する呼出状送達後、出廷となります。

尚、裁判所からの重なる運送を無視し続けますと原告側の言い分通りの判決が下り、執行官立会いのもとで財産の差し押さえ等がされる事がありますので十分に御注意下さい。

※企業間で個人情報を共有、悪用するケースもございます。身に覚えがない場合は至急御連絡下さい。

平成26年 (夕) 1265号

国民消費相談センター  
〒136-0074 東京都江東区東砂1-3-10  
9時30分～17時30分  
03-4465-XXXXXXXXXX

紛争問題確認書

平成XXXX年 ( ) XXXX号

この度、ご通知致しましたのは以前に貴方様が契約された訪問販売会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致しております。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは御本人様と原告側からの申請内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や送りつけ商法等についてのご相談もお受け致します。当センターが貴方様に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。  
尚、故意に欠席しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差し押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報を共有する業者の手口も見受けられます。万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 9:30～17:00 (土・日・祭日を除く)  
(代表) 03-4477-XXXXXX  
〒114-0014 東京都北区田端 2-7-29 大東ビル2F  
全国紛争処理支援センター

- ◆ ハガキに、「覚えがない場合も至急連絡してほしい」と書かれていても架空請求なので、絶対に連絡を取らない。
- ◆ 連絡を取ることで、当該業者から個人情報を聞き取られてしまったり、取り下げ料金を請求される恐れがあります。
- ◆ 当該業者と連絡を取ってしまった場合でも業者からの請求には応じない。

## 早めにご相談ください!

登別市消費生活センター TEL: 85-3491  
(登別市中央町6丁目11番地 登別市役所市民サービスG内)  
登別消費者協会 TEL: 85-8307  
火曜日～金曜日 10時00分～16時00分  
(登別市千歳町3丁目1番地 労働福祉センター内)

# ～ 特殊詐欺の被害に遭わないために ～

全国的に振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加しています。

自分は絶対大丈夫だという過信は非常に危険ですので、「すぐに振り込まない」・「一人で振り込まない」を心掛け、振り込む前に、まず家族や警察に相談するなど、被害に遭わないよう十分注意してください。

## ＜特殊詐欺とは＞

特殊詐欺は、不特定多数の人に、電話等の通信手段を使って、対面しないで金品をだまし取る詐欺の総称で、具体的には次のとおりです。

特殊詐欺の種類		
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	親族、警察官等の公務員、金融機関等の職員を装って被害者に電話を掛け、トラブル解決の弁済や借金返済の肩代わりなどの名目で、現金を口座に振り込ませたり、指定場所に郵送させたりして、現金をだまし取る詐欺
	架空請求詐欺	不特定多数の人にハガキやメールなどを送りつけ、裁判費用や投資金返還手数料、有料サイトの登録料・退会料など、架空の事実に基づいた支払請求で、現金をだまし取る詐欺
	融資保証詐欺	実際に融資をしないのに、融資する内容の文書をFAX等で送りつけ、融資を申し込んだ被害者から供託金や手数料などの名目で現金をだまし取る詐欺
	還付金詐欺	税務署や自治体職員などをかたって、医療費や税金の還付などに必要な手続きをATMで行うなどウソを言って、被害者をATMの前に誘導し、携帯電話でATMの操作を教える振りをしてながら犯人の口座に送金をさせて、現金をだまし取る詐欺
<b>金融商品などの取引を名目とした詐欺</b>		電話で「必ずもうかる。」「あなたしか買えない。」「高値で買い取る。」などウソを言って、未公開株や社債、会員権、外国通貨などの購入を勧め、購入代金などの名目で現金をだまし取る詐欺
<b>異性交際あっせんを名目とした詐欺</b>		雑誌やメールなどで「恋人紹介」などと表示して顧客を募集し、これに申し込んだ被害者から紹介料や保証料などの名目で現金をだまし取る詐欺
<b>ギャンブル必勝法などの情報提供を名目とした詐欺</b>		雑誌やメールなどで「パチンコ必勝法」「競馬必勝法」を販売するなど表示して顧客を募集し、購入を申し込んだ被害者から情報提供料などの名目で現金をだまし取る詐欺

### おかしいと思ったら



警察相談専用電話番号 # 9 1 1 0